

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：中野方地域棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧中野方村地域（以下『中野方地域』と言う）の棚田範囲については、別添1のとおり。

井尻の棚田
勢井後の棚田
野瀬の棚田
橋立の棚田
橋戸の棚田
浜井場の棚田
大曲の棚田
坂折の棚田
霧山の棚田
西久保の棚田
川向の棚田
奥洞の棚田
口洞の棚田
竜部坂の棚田
道場の棚田
横枕の棚田
新賦の棚田
宇塚の棚田
力石の棚田
皆曾の棚田
松林の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄地の発生防止と削減
 - 中野方地域における未作付け地を現状17%から15%へ減少させる。
- ・担い手の確保
 - 中野方地域の棚田の保全に取り組む組織を現状の1団体（NPO 法人恵那市坂折棚田保存会）から2団体（農事組合法人アグリアシスト中野方）に増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和6年度までに、中野方地域の棚田における農地集積率を16%から22%に増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 『中野方さかおり棚田米』のブランド名のPR周知を図る。(取組拡大) PRとして年5回、物産展等のイベントで販売する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和6年度までに中野方地域の棚田で環境保全型の農業(有機農業/カバークロープ/堆肥の施用等)を実施する。(新規活動)
 - 坂折棚田で地元小中学生に向けた自然ふれあいイベント(自然観察/里山ウォーキング等)組を年間1回以上開催する。(継続活動)
 - 令和6年度までに中野方地域の棚田におけるイノシシの被害報告件数を5件から2件に減少させる。(取組拡大)
- ・良好な景観の形成
 - 令和6年度までに坂折棚田周辺に紅葉を50本植栽する。(新規活動)
- ・伝統文化の継承
 - 坂折棚田で田の神祭り等のイベントを年間1回以上開催し、年間400人の来訪者を誘客する。(継続活動)
- ・里山の整備
 - 里山整備による森の環境づくりのため、地元小学生の森林整備体験を年1回以上開催する。(継続活動)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 坂折棚田オーナーを50組、延べ約500人を確保する。(継続活動)
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 坂折棚田のライトアップイベントを毎年、10月から12月までの3ヶ月間開催し、延べ1000人の来訪者を誘客する。(継続活動)
 - 令和6年度までに、坂折棚田の周辺に新規駐車場を一箇所整備する。(新規活動)
 - 令和6年度までに、坂折棚田の周辺に直売所を整備し、年間300万円の売り上げを目指す。(新規活動)
 - 令和6年度までに中野方地域における農泊の取組により年間200人の宿泊者を確保する。(取組拡大)
 - 令和6年度までに中野方地域において2軒の空き家/古民家を農泊に取り組みための宿泊施設として再生・活用する。(取組拡大)
- ・移住定住環境の整備
 - 令和6年度までに中野方地域への移住定住者を2組確保する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の発生防止と削減
 - ぎふの田舎応援隊等のボランティアを活用しながら、中野方地域の耕作放棄地の発生防止と削減を図る。
- ・担い手の確保
 - 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、中野方地域における担い手の確保を促進する。
 - 外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行い、棚田の保全に取り組む組織として育成を図る。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 中野方地域の棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や担い手組織に農地を集約する。
 - 中野方地域の棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 中野方地域の棚田で収穫できる米について『中野方さかおり棚田米』として統一のブランド化を図り、販路を創出していく。また、地元小学校に対し棚田でとれた米に親しみを持ってもらうために棚田米の寄贈を行う（棚田米約30kg）
 - 棚田米や栗等の地域資源を活用した売れる特産品の開発と売り場づくりを推進する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 中野方地域の棚田で環境保全型の農業（カバークロープ/堆肥の施用）を実施するなど、自然環境の保全を図る。
 - 坂折棚田で小中学生（年間参加者50人前後）に向けた自然ふれあいイベント（坂折棚田での田植え・稲刈り体験といった伝承講座、坂折棚田の歴史講座、棚田見学など）の取組など、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。
 - 中野方地域の農地全体で侵入防止柵や忌避装置を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。
- ・良好な景観の形成
 - 坂折棚田において、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施するなど、良好な景観確保する。
- ・伝統文化の継承
 - 坂折棚田で開催される田の神祭りにて市指定無形民俗文化財の『めれた囃子』などを披露・奉納し、伝統文化の継承を図る。
- ・里山の整備
 - 里山の整備を行うことで昔ながらの里山風景を存続し、日常生活で自然と触れ合える環境作りを進める。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 棚田オーナー制度や農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 中野方地域で、中山間地域等直接支払交付金棚田地域振興活動加算を活用して駐車場、直売所、看板等の施設を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。
 - 中野方地域において、空き家/古民家の再生・活用と併せて、坂折棚田の英語表記のパンフレットを作成することで特にインバウンド向けの農泊の活用と喚起を図る。
- ・ 移住定住環境の整備
 - 空き家や宅地の情報発信を積極的に行い、若い世代が中野方地域に住み続けられる対策を行い、また移住者を受け入れやすい環境を整える。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
中野方地域棚田振興協議会は農業者、農業者団体、地域住民、NPO 法人、恵那市で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。